□　景観形成基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所（地名地番） | 松阪市 |
| 行為の種類（該当するものにチェック） | □建築物　　　　　　　　　□工作物　□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積 |

(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①景観計画区域の区分 | □伊勢湾沿岸地区□中心市街地地区□中川駅周辺市街地地区 | □雲出川沿い田園地区□櫛田川沿い田園地区□丘陵地区 | □和歌山街道沿い地区□山地地区 |
| ②背景や周辺にみられる景観(該当するものすべてにチェック) | 【自然的なもの】□海 | □河川□田園 | □山地・丘陵地・里山 |
| 【歴史的なもの】□歴史的なまち並み | □史跡、寺社 |  |
| 【都市的なもの】□住宅地□住宅団地 | □商業地□工業地 | □高速道路、幹線道路□公園・レクリエーション施設 |

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「５用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。



□　景観計画区域の区分図

(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．規模・配置 | □規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | □建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。□周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。□商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。 | １－１(18頁)１－２(19頁)１－３(20頁) |  |
| ２．壁面 | □壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | □壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。□歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。□壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。 | ２－１(22頁)２－２(23頁)２－３(24頁) |  |

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ３．形態・意匠 | □形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。 |  |  |
|  | □歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 | ３－１(26頁)３－２(27頁) |  |  |

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ３．形態・意匠 | □形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。 |  |  |
|  | □歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 | ３－１(26頁)３－２(27頁) |  |
|  | □商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。 | ３－３(28頁) |

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：丘陵地区

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ３．形態・意匠 | □形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。 |  |  |
|  | □歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 | ３－１(26頁)３－２(27頁) |  |
|  | □主要な屋根は、周辺の丘陵地との調和に配慮し、10分の２～10分の５勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りでない。 | ３－４（29貢） |

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：和歌山街道沿い地区／山地地区

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ３．形態・意匠 | □形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。 |  |  |
|  | □歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。□壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 | ３－１(26頁)３－２(27頁) |  |
|  | □主要な屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の２～10分の５勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りでない。 | ３－５(29頁) |

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ４．附属建築物・附属設備 | □附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。 |  |  |
|  | □車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。□外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。□附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないよう配慮すること。 | ４－１(31頁)４－２(32頁)４－２(32頁) |  |

【外構に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ５．外構 | □建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | □敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。 | ５－１(34頁) |  |

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ６．色彩 | □色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |  |
|  | □基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。□アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の５分の１以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。 | ６－１(36頁)(38頁)(39頁)６－２(37頁) |  |
| ７．素材 | □素材は、周辺景観に調和するものとすること。 |  |  |
|  | □反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(２分の１以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。 | ７－１(41頁) |  |

|  |
| --- |
| □建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄 |
| 対象事項 | 素　　　材 | 色彩計画 |
| 建築物等の外観の色彩 | 屋根材 |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 外壁材 |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| （） |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| アクセント色 |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| アクセント部分等の面積 |  | アクセント部分の面積 | 見付面積 | 見付面積　×　１／５ |
| 東立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 南立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 西立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 北立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

|  |
| --- |
| □建築物等の反射性素材記入欄 |
| 反射性素材の面積 |  | 反射性素材の面積 | 見付面積 | 見付面積　×　１／２ |
| 主要な屋根 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 主要な壁面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （） | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （） | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

【緑化に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ８．緑化 | □行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 |  |  |
|  | □植栽は、槇等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 | ８－１(43頁)８－２(44頁)８－３(45頁) |  |

【緑化に関する事項】：中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ８．緑化 | □行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 |  |  |
|  | □植栽は、槇等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 | ８－１(43頁)８－２(44頁)８－３(45頁) |  |
|  | □商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。 | ８－４(46頁) |

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ９．夜間の照明 | □夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 | ９(47頁) |  |  |

【その他工作物等に関する事項】：共通の基準

※こちらの項目は、携帯電話基地局および再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| 10．その他工作物等 | □携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物（以下「その他工作物」という。）については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。 |  |  |
| □また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。 |  |  |
| □その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |  |
| □その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。 |  |  |

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．形態・意匠 | □行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。 | １０(48頁) |  |  |
| ２．緑化 | □のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。□行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。 | １１(49頁)１２(50頁) |  |  |

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．採取等の方法 | □土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 | １３(51頁) |  |  |
| ２．遮へい | □遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。 | １４(52頁) |  |  |
| ３．緑化 | □採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。 | １５(53頁) |  |  |

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．集積、貯蔵の方法 | □積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 | １６(54頁) |  |  |
| ２．遮へい | □積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 | １７(55頁) |  |  |

□　景観形成基準チェックシート 【 記入例 】

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の場所（地名地番） | 松阪市　伊勢寺町551-3（ベルファーム事務所棟） |
| 行為の種類（該当するものにチェック） | **🗹**建築物　　　　　　　　　□工作物　□都市計画法第4条第12項に規定する開発行為□土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積 |

(1) 行為を行う場所について、該当するものをチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①景観計画区域の区分 | □伊勢湾沿岸地区□中心市街地地区□中川駅周辺市街地地区 | **🗹**雲出川沿い田園地区□櫛田川沿い田園地区□丘陵地区 | □和歌山街道沿い地区□山地地区 |
| ②背景や周辺にみられる景観(該当するものすべてにチェック) | 【自然的なもの】□海 | □河川**🗹**田園 | **🗹**山地・丘陵地・里山 |
| 【歴史的なもの】□歴史的なまち並み | □史跡、寺社 |  |
| 【都市的なもの】□住宅地□住宅団地 | □商業地□工業地 | **🗹**高速道路、幹線道路□公園・レクリエーション施設 |

※背景や周辺にみられる景観の具体例は、巻末の「５用語の解説」を参照してください。

※背景や周辺にみられる景観とは、当該行為の場所周辺の道路等から、誰もが容易に見ることのできる周辺の景観あるいは背景に遠望できる景観のことをいう。



□　景観計画区域の区分図

(2) 計画の内容において、良好な景観の形成のために、周辺の景観に配慮した事項をチェックしてください。

【建築物・工作物等の規模・配置に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．規模・配置 | **🗹**規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | **🗹**建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。**🗹**周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。□商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。 | １－１(18頁)１－２(19頁)１－３(20頁) | 周辺の農地や池、樹木を出来る限り保全・活用した。敷地内に残した樹林地より低くした。 |
| ２．壁面 | □壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | **🗹**壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。□歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。□壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。 | ２－１(22頁)２－２(23頁)２－３(24頁) | 出来る限り後退し、前面には駐車場を設けた。 |

【建築物・工作物等の形態・意匠に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ３．形態・意匠 | **🗹**形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。 | 背景の山並みと調和するよう勾配屋根にした。 |  |
|  | □歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。**🗹**壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 | ３－１(26頁)３－２(27頁) | 大きな壁面、屋根面にならないよう、平面形状を単純な四角にしないで、大小の四角の組み合わせにした。また、壁面には多くの開口部を設けた。 |

【附属建築物・附属設備に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ４．附属建築物・附属設備 | **🗹**附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。 |  |  |
|  | **🗹**車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。**🗹**外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。□附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等同質の仕上げにより、目立たないよう配慮すること。 | ４－１(31頁)４－２(32頁)４－２(32頁) | 一体感のあるものとし、木のルーバーにより覆った。 |

【外構に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ５．外構 | **🗹**建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。 |  |  |
|  | **🗹**敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。 | ５－１(34頁) | ダークブラウンの格子状フェンスを採用した。 |

【色彩や素材に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ６．色彩 | **🗹**色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |  |
|  | **🗹**基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。□アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の５分の１以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。 | ６－１(36頁)(38頁)(39頁)６－２(37頁) | 壁の色、屋根の色とも土の色に近い黄色系の色相で統一し、屋根の色は、背景となる山並みから突出しないよう、彩度を低く設定した。 |  |
| ７．素材 | **🗹**素材は、周辺景観に調和するものとすること。 | 周辺の田園景観になじむよう反 |  |
|  | □反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(２分の１以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。 | ７－１(41頁) | 射性素材は使用していない。 |  |

|  |
| --- |
| □建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄 |
| 対象事項 | 素　　　材 | 色彩計画 |
| 建築物等の外観の色彩 | 屋根材 | 洋瓦 | 色相　5.0Y | 明度　4.0 | 彩度　0.5 |
| 外壁材 | 吹き付け塗装 | 色相　2.5Y | 明度　7.0 | 彩度　4.0 |
| （） |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| アクセント色 | 使用せず | 色相 | 明度 | 彩度 |
| アクセント部分等の面積 |  | アクセント部分の面積 | 見付面積 | 見付面積　×　１／５ |
| 東立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 南立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 西立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 北立面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

|  |
| --- |
| □建築物等の反射性素材記入欄 |
| 反射性素材の面積 |  | 反射性素材の面積 | 見付面積 | 見付面積　×　１／２ |
| 主要な屋根 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 主要な壁面 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （） | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| （） | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

【緑化に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ８．緑化 | **🗹**行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 | 既存の樹木も可能な限り活かした。 |  |
|  | □植栽は、槇等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。□住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。□工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 | ８－１(43頁)８－２(44頁)８－３(45頁) |  |  |

【夜間の照明に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| ９．夜間の照明 | **🗹**夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 | ９(47頁) | 建物の壁面を照らす間接照明とした。 |  |

【その他工作物等に関する事項】：共通の基準

※こちらの項目は、携帯電話基地局および再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| 10．その他工作物等 | □携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物（以下「その他工作物」という。）については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。 |  |  |
| □また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。 |  |  |
| □その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |  |
| □その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。 |  |  |

【開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更に関する事項（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．形態・意匠 | □行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。 | １０(48頁) |  |  |
| ２．緑化 | □のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。□行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。 | １１(49頁)１２(50頁) |  |  |

【土石の採取又は鉱物の掘採に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．採取等の方法 | □土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 | １３(51頁) |  |  |
| ２．遮へい | □遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。 | １４(52頁) |  |  |
| ３．緑化 | □採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。 | １５(53頁) |  |  |

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関する事項】：共通の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 解説書参考番号 | 主に配慮した内容 | 適否 |
| １．集積、貯蔵の方法 | □積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 | １６(54頁) |  |  |
| ２．遮へい | □積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 | １７(55頁) |  |  |